

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項健康福祉部健康福祉総務課の次に次の1課を加える。

医療健診課 医療施策推進係 健康診査・がん予防係

第3条第1項健康福祉部健康づくり推進課中「医療施策推進係 保健衛生・がん予防係」を「健康施策・歩こう係」に改め、「歩こう係」を削り、同部高齢福祉課中「高齢福祉課」を「人生100年推進課」に、「高齢福祉係」を「長寿福祉係」に改め、同部障がい福祉課中「自立支援係」の次に「こころの健康係」を加え、同項文化スポーツ部図書・学び交流課中「図書係」の次に「健康都市大学係」を加え、同項街づくり計画部街づくり推進課中「街づくり推進係」の次に「街づくり事業係」を加え、同部渋谷土地区画整理事務所を削り、同条第2項高齢福祉課中「高齢福祉課」を「人生100年推進課」に、「高齢福祉係」を「長寿福祉係」に改め、同項障がい福祉課中「自立支援係」の次に「こころの健康係」を加える。

第4条政策部政策総務課中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条総務部管財課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民経済部保険年金課第10条中「不正不当利得」を「不正利得及び不当利得」に改め、同課第28号中「後期高齢者医療保健事業」を「人間ドック及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第5項の事業」に改め、同条環境農政部生活環境保全課第18号中「及び小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条健康福祉部健康福祉総務課に次の2号を加える。

(33) こもりびと支援に関すること。

(34) 自殺対策に関すること。

第4条健康福祉部健康福祉総務課の次に次の1課を加える。

医療健診課

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に関すること。

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に関すること。

- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症予防及び健康診断に関すること。
- (4) 狂犬病予防に関すること。
- (5) 動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (6) 予防接種運営審議会に関すること。
- (7) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (8) 献血に関すること。
- (9) 広域大和斎場組合との連絡調整に関すること。
- (10) 衛生事業の計画及び推進に関すること。
- (11) 保健衛生関係団体の助成及び育成に関すること。
- (12) 保健センターの維持管理に関すること。
- (13) 休日、夜間等の急患診療事業及び休日歯科診療事業の助成及び推進に関すること。
- (14) 地域医療センターの運営及び維持管理に関すること。
- (15) 地域保健医療事業の調整に関すること。
- (16) 保健医療に関すること。
- (17) 大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）第10条に規定する特定健康診査等の実施に関すること。
- (18) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく墓地等の経営の許可等に関すること。
- (19) がん患者等の支援に関すること。
- (20) 地域医療に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (21) 後期高齢者健康診査事業に関すること。

第4条健康福祉部健康づくり推進課第2号中「（平成14年法律第103号）」を削り、「健康増進事業」の次に「（健康診査に係るものを除く。）」を加え、同課第4号及び第5号を次のように改め、同課第6号から第23号までを削る。

- (4) 一般介護予防事業（認知症施策に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業（医療健診課が所管するものを除く。）に関すること。

第4条健康福祉部高齢福祉課中「高齢福祉課」を「人生100年推進課」に改め、同課第3号中「高齢福祉関連」を「長寿福祉関連」に改め、同課第4号中「介護予防ケアマネジメント事業」を「介護予防ケアマネジメント事業」に改め、同課第5号中「一般介護予防事業」の次に「（認知

症施策に係るものに限る。）」を加え、同部障がい福祉課中第20号を削り、第21号を第20号とし、同条こども部すくすく子育て課第8号中「分べん費用」を「出産費用」に改め、同課中第22号を第23号とし、第11号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 産後ケアに関すること。

第4条福祉事務所高齢福祉課中「高齢福祉課」を「人生100年推進課」に改め、同条文化スポーツ部スポーツ課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条街づくり計画部街づくり計画課に次の1号を加える。

(34) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり推進課第9号及び第11号中「（渋谷土地区画整理事務所が所管するものを除く。）」を削り、同条渋谷土地区画整理事務所を削り、同条都市施設部都市施設総務課第2号中「（水質管理センターに係る予算執行を除く。）」を削り、同部道路安全対策課第11号中「交通指導員、交通安全教育専門員」を「交通安全教育員」に改め、同部道路・河川管理課第10号及び第11号中「指定水路」を「法定外公共物」に改め、同課第13号中「水路台帳」を「法定外公共物台帳」に改め、同課第24号中「指定水路敷及び」を削り、同課中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第35号までを1号ずつ繰り上げ、同部下水道経営課中第22号を第26号とし、第8号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、同課第7号中「下水道事業取扱金融機関」を「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関」に改め、同号を同課第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 企業債に関すること。

第4条都市施設部下水道経営課中第6号を第9号とし、同課第5号中「下水道事業会計」を「下水道事業」に改め、同号を同課第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 下水道事業の決算に関すること。

(8) 下水道事業の資金計画及び一時借入金に関すること。

第4条都市施設部下水道経営課第4号の次に次の1号を加える。

(5) 下水道事業の業務状況の公表に関すること。

第5条第3項第3号中「収納代理金融機関」の次に「並びに下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第3項収集業務課中第12号を削る。

第17条第1項中「患者サポートセンター」を「感染管理科」に改め、同条第2項中「、医療安全管理室」の次に「、感染管理科」を加え、同項医療安全管理室の次に次のように加える。

感染管理科

- (1) 院内感染管理に関すること。
- (2) 感染管理に関する事例の調査研究及び記録に関すること。
- (3) 感染管理に関する職員の指導及び研修に関すること。
- (4) その他感染管理に関すること。

第17条第2項患者サポートセンター地域連携科中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地域医療支援病院に関すること。

第17条第3項病院総務課第11号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「賃金」を「報酬」に改め、同項経営戦略室第9号中「出納取扱い金融機関」を「出納取扱金融機関」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。